



## 第 22-3 号

### 金融機関規制を通じた国家安全保障戦略

#### ～米政府のマネーロンダリング、テロリストへの資金供与対策

##### 【はじめに】

7月2日、「米国 or イラんどちらを選ぶのか?」という米下院議員の発言と、日本のメガバンク3行の写真が掲載された記事が米国の大手経済紙に掲載された。記事は、イランと取引ある銀行・企業が米国内で事業を営むことを禁ずる「包括的制裁法」にオバマ大統領が署名したことを報じている。

米国では、マネーロンダリングやテロリストへの資金供与対策などを、国が安全保障を確保するうえでの重要な手段として位置づけている。金融機関に対して厳格な取扱いを求め、違反した場合の罰則も厳しい。

アフガニスタン、イラクなどで米兵等の犠牲者が絶えないことや、ニューヨークでのテロ未遂事件など、米国では、日常生活でも安全保障が脅かされる事象を目にする機会も多い。広く民間企業にも協力を求める米国政府の対応に世論の同意も得やすく、記事でも、イラン関連企業と取引している日本、欧州などの大手金融機関を厳しく批判している。

##### 【マネーロンダリング対策】

マネーロンダリング等の防止は、銀行秘密法 (BSA/ Bank Secrecy Act) で定められている。同法は、犯罪等にかかる不審な資金の入出金を、金融機関が当局に報告することを義務付けた法律であり、元来は麻薬取引などの犯罪防止に主眼が置かれていた。01年の米同時多発テロ事件以降、対テロ対策を包括的に規定する米国愛国法 2001 (USA Patriot Act of 2001) が施行され、マネーロンダリング等を防止するため、国際的なテロリスト組織対策が盛り込まれた。政治家等の要人 (PEP/ Politically Exposed Person)、テロリスト支援国家などに所在する企業、個人との取引等には、特別な注意が求められるなど、安全保障対策を実務レベルにまで浸透させている。

マネーロンダリング対策にかかる法令等遵守態勢は、金融当局の金融機関検査に於ける重点事項であり、通常、専任の検査官が担当する。また、当局の検査に加え、一般的には12～18か月毎に、外部コンサルタント等の独立した第3者機関による、マネーロンダリング対策にかかる監査の受入れが求められる。

しかし、急ピッチで厳格化された法改正に対応出来なかった金融機関は少なくない。過去、日本のメガバンク2行の在米拠点も、マネーロンダリング対策が不十分として業務改善命令を受けている。

業務改善命令のみならず、多額の制裁金が金融機関に課されたケースもある。今年3月、

ワコビア銀行に対し、04年～07年、同行のマネーロンダリング関連法令の遵守が不十分だったとして、約144億円(1.6億米ドル)の制裁金支払い命令が出されている。

#### 【イラン制裁措置】

10年6月10日、国連安全保障理事会で、米国が提案したイランの核問題に関する追加的制裁措置を含む決議1929号が採択された。続く7月1日、オバマ大統領は米国独自のイランに対する包括的制裁法(HR2194)に署名した。同法は、イランの原子力プログラムおよびテロ活動支援を、米国および世界の同盟国にとっての国防上の脅威と位置づけ、イラン改革防衛軍等と取引のある金融機関や、イランに対しエネルギー関連投資を行っている企業を制裁対象としている。邦銀を含む米国外でイランの原子力プログラム等にかかる関連企業と取引がある企業を、米国市場から締め出す意向である。

同法の規制対象は、米国拠点の有無と関係ない。米政府は、米国内の銀行に保有する外国銀行の口座取引を制裁のターゲットとしている。例えば、日本の信用金庫が米銀に口座を開設又は維持する場合、米銀は、当該信用金庫の活動を監査するとともに、イラン改革防衛軍等と取引をしていないことを認証しなくてはならない。監査結果は米財務省に報告することが義務付けられた。米財務省は、必要に応じて当該信用金庫の米銀への口座開設を禁止することができる。

#### 【おわりに】

日本のマネーロンダリング対策は、主要国に比べ不十分だとの批判を受け、08年3月に犯罪収益移転防止法が施行された。これにより、金融機関からの疑わしき取引報告に関する情報を集約し、捜査機関等に提供する役割を担っていたF I U (Financial Intelligence Unit) が、金融庁から国家公安委員会に移管された。

しかし、マネーロンダリング等の金融機関に対する規制を、テロリストや国家に対する「武器」として活用している米国と、日本との温度差はまだ大きいとみられる。今後、米国が、日本をはじめとする同盟国に一段と規制強化を求めることや、イラン制裁法と同様な国外での取引を事実上規制する動きも増加するであろう。

以 上

執筆：信金中央金庫 ニューヨーク駐在員事務所 (2010.7.28)

(文中意見にわたる部分は筆者の個人的意見であり、必ずしも信金中央金庫の見解を反映させたものではありません。本レポートは、掲載時点における情報提供を目的としています。したがって施策実施・投資等についてはご自身の判断によってください。また、本稿は、執筆者が信頼できると考える各種データ等に基づき作成していますが、当事務所が正確性および完全性を保証するものではありません。なお、記述されている予測または執筆者の見解は、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。)